期間:平成23年10月1日~31日 件数:1件(1名。郵送による)

ご意見 (原文まま) 町の考え方

前文について

①本条例は、第5次総合計画の基本計画の「施策25 協働のまちづくりの推 進(重点施策)」と一体のものであり、協働事業の仕組みづくりとしての条 例であると認識していますので「協働」の文言を前文で述べるべきと考えま す。例えば、原案の7行目からを「志免町の資源は「ひと」です。私たち町 民と行政が一体となって、「ひと」が主役として参画する町民と行政との協 働のまちづくりを推進するために、この条例を制定します。」

②4 行目

- ・「…課題が表れてきます。…」を \rightarrow 「…課題が生起(or 発生 or 生じて)し てきます…。」に
- ・「…私たち一人ひとりが創造性と活力を発揮し、積極的に町政に…」に修 正する。単に「進んで」でなく、町民が意識して町政に参加するという観点 から、ここでは「積極的に」と表現したほうが適切ではないでしょうか。解 説の中にも、「私たちがまちづくりに積極的に関わり、」というように記述さ れています。

第4条(町民の役割)第2項

町民は、互いに挨拶するなどコミュニケーションをとり、地域のつながりを もつよう努めます。について、

- ①「挨拶するなど」について、「挨拶」そのものはコミュニケーションではな く、コミュニケーションに至る手段であり、また、挨拶という言葉をこの条 文に入れるということに抵抗を感じますが、如何でしょうか?「子どもが分 かる表現に」(ワークショップでの意見)に、こだわることはないと思いま す。
- ②互いに挨拶するなど、コミュニケーションをとり、「とり」は、「図り」では?
- ③「地域のつながりをもつ」について、ここは、町民がコミュニケーションを 図り、町民の一人ひとりが地域とのつながりを持つということを表現してい ると思うのですが、そうであれば、「地域とのつながりをもつ」の方が適切 な表現ではないでしょうか。

第8条について

- ①見出しについて、(住民参画の実施)を(住民参画の方法・時期)としては どうでしょうか。解説の部分を簡単に表した方が理解し易いのではないでし ようか。
- ②第1項の「複数」の意味が理解し難い。「積極的に多くの住民参画」を指し ているのでしょうか。若し、そのような意味であれば、「多くの」の方が分 かり易いのではないでしょうか。

なっているのでしょうか。

全体的に、文章を誰にもわかり易くという考えが強く表されているようで、そ のことが条文としての本質を的確に表現しきれなくなっているように感じまし文章で条例づくりを目指す。』という、多くの強い意見がありました。そこで、 すが、如何でしょうか。

"協働"は参画の重要な方法の一つだと考えます。

今回の条例策定にあたっては、「まちづくり」については、まずは"参画" してもらうことを念頭として、前文をつくっています。「町民と行政が一体と なって」において"協働"を表しています。

今までになかった、新たな課題が「現れてきています」に修正しました。

案では「私たち一人ひとりが元気に、進んで町政に参加し」となっています。 病気や家庭の事情などで、どうしてもまちづくりに参加できない方たちに配慮 して、できるだけ柔らかい表現になるようにしました。

第4条町民の役割においても、同様の配慮として、住民の役割においては「努 めます」として表現しました。

「挨拶」については、条例に掲載することはあまり見られない単語ですが、 敢えて記載しています。コミュニケーションに至る手段とのご指摘があったと おり、「挨拶」がまずはコミュニケーションを充実させていくための重要な手 段として、ワークショップにおいても議論し尽くされた結果です。

また、ワークショップでは、表現について、できる限り分かりやすく柔らか いものとすることとなりました。町では「子どもの権利条例」を制定し、その 中で、子どものまちづくりへの参画を進めているところです。

意思疎通を図るための最初の手段として「挨拶」などを行うこととしており、 ここでは「とり」としています。「とり」「図り」のいずれも間違いではないと 考えています。

「地域のつながりをもつ」は「地域とのつながりをもつ」に修正しました。

「住民参画の方法」は第7条で述べているところです。第8条では、その方 法をどのように実施するかを具体的に述べたものです。

第7条に掲げる住民参画の方法について、それぞれの行政活動に見合った参 画の方法を少しでも具体的に"多く"取り入れるために、一つだけでなく、「複 数」(二以上)の方法を用いるよう努めることを表現しました。「多く」とした。 場合とほぼ同義となりますが、より実施数に具体性を持たせるために、「複数」 としています。

第9条見出しの「推進委員会」の名称について、条例の名称と相違しているの | この条例だけでなく、住民参画の推進に関する基本的な事項(第3号)につ は問題ないのでしょうか?他の条例における委員会や審議会等の名称はどう|いても審議を行うこととしているため、「住民参画推進委員会」としています。

> ワークショップでの『まずは町民の方が、「読もう」「読んでみたい」と思う できる限り分かりやすく、かつ柔らかい表現を心がけ、かつ全体を通して「で す・ます調」としています。この条例の本質は、住民参画の推進についての第 一歩となることを念頭としています。

> なお、そうした表現としたことに対しては、逐条解説を作成し、詳細を説明 することとしています。